

事業の委託費対象となる経費について

1. 滞在コンテンツの充実、魅力向上のために必要な事業に関する経費

(1)体験型・滞在型コンテンツ等企画・造成・改善事業

- ・体験型・滞在型コンテンツ等企画開発経費
- ・課題抽出のためのモニタリング経費
- ・ワークショップ開催経費
- ・共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費

(2)旅行商品造成事業

- ・旅行商品の企画開発経費
- ・課題抽出のためのモニターツアー経費
- ・旅行商品造成のための旅行会社等招請経費

(3)名産品開発

- ・名産品の企画開発経費

2. 訪日外国人旅行者等の受入環境の整備のために必要な事業に関する経費

(1)移動の快適化・利便向上事業

- ・二次交通情報の検索システム整備経費
- ・二次交通実証実験経費
- ・共通乗車船券の企画開発経費

(2)情報環境の改善・向上

- ・観光案内ホームページ等ITを活用した情報提供・案内システムの整備経費
- ・データ通信利便性向上に関する事業経費

(3)観光案内の改善・向上

- ・観光案内アプリの整備経費
- ・パンフレット等作成経費
- ・観光音声案内サービス提供経費

(4)人材育成

- ・地域事業者のスキルアップのためのセミナー実施経費
- ・体験型プログラム等のガイド育成経費
- ・地域住民意識啓発セミナーの実施経費

(5)提供サービスの品質保証、安全性確保に関する事業

- ・品質管理・保証システムの開発・普及経費
- ・安全管理に係る経費

### 3. 旅行商品の流通環境の整備のために必要な事業に関する経費

#### (1)旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の販路開拓

- ・OTA への掲載経費
- ・販路開拓のための旅行会社の招請及び旅行会社との商談に係る経費
- ・現地旅行エージェントの活用経費

#### (2)予約システムへの旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の掲載

- ・IT を活用した予約システムへの旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の掲載・更新に係る経費

\* 本事業の成果物が株式会社デスティネーション十勝以外の財産となる経費は対象外となる。